

設 問

この調査に御協力いただいたこと及び回答の内容については、中小企業庁の調査の目的以外には使用しません（消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させて頂く場合があります。）。

① この設問票は、初めに、下請代金法の概要を **★下請代金法のポイント** として紹介しています。

まずは **★下請代金法のポイント** をお読みいただき、そのポイントについて親事業者に問題があると思う場合は、各ポイントのすぐ下に記載の案内にしたがって、各設問に御回答ください（回答は同封の回答用紙に記載してください。また、回答選択肢の中に該当するものが複数ある場合は、該当する記号のすべてに○を付けてください。）。

問題がないと思う場合は、次の **★下請代金法のポイント** に進んでください。

② いずれのポイントにおいても親事業者に問題がないと思う場合は、回答用紙を提出していただく必要はありません。

③ 設問への回答についての補足説明や、親事業者が取引上の地位を利用して貴社に不当な要求・行為を行っている場合、他の親事業者との取引に関して問題点がある場合には、本冊子の12ページにある記載例を参考にして、回答用紙裏面の自由記載欄に具体的に記載して提出してください。

★下請代金法のポイント（その1） 発注書面の交付について

親事業者は、下請事業者に発注する際、発注内容、下請代金の額、支払期日等の必要記載事項をすべて記載した書面（注文書、契約書等）を交付する義務があります。

したがって、親事業者が口頭のみで発注を行った場合（発注書面の不交付）や下請代金の額を記載しない発注書面を交付した場合（記載不備）は下請代金法違反になります。

このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

選択肢アからコまでの事実が**1度でもあった場合**には、回答用紙の該当する記号に○を付けてください（該当するものすべてに○を付けてください。）。
設問2以降も同様に御回答ください。

設問 1

- ア 親事業者は、**口頭**で発注をした（発注書面をまったく交付しなかった。）。
- イ 親事業者は、**納品後（又は役務の提供後）**に発注書面を交付した。
- ウ 親事業者は、発注書面に**下請代金の額（単価）**を記載しなかった（料金表も交付しなかった。）。
- エ 親事業者は、発注書面に**下請代金の支払期日・方法等**を記載しなかった（個々の発注書面とは別に、支払期日・方法等を記載した書面も交付しなかった。）。
- オ 親事業者は、個々の発注書面とは別に下請代金の額を記載した書面（料金表）等を交付しているが、個々の**発注書面と料金表等との関係**を発注書面に記載しなかった。
- カ 親事業者は、手形を交付する場合、**手形の金額と手形の満期**の記載をしなかった。

このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

- キ 親事業者は、仮単価発注を行った際、正式単価を決める予定期日等を発注書面に記載しなかった。
- ク 親事業者は、仮単価発注を行った際、正式単価の決定後に、**正式単価を記載した書面**を交付しなかった。
- ケ 親事業者は、検査を実施しているにもかかわらず、**検査の完了期日**を記載しなかった。
- コ 親事業者は、物品又は情報成果物の受領とあわせて下請事業者から知的財産権を譲り受ける場合に、**知的財産権を譲り受けること及びその金額**を発注書面に記載しなかった。

★下請代金法のポイント（その２） 下請代金の支払制度について

親事業者は、下請事業者が納品したものについて検査を行うか否かを問わず、納品日（又は役務を提供した日）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、下請代金を全額支払う義務があります。

また、親事業者が下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付することは禁止されています。

※「一般の金融機関で割り引くことが困難な手形」とは、交付日から満期日までの期間が、繊維業は90日、その他の業種は120日を超える手形を指します。

このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

設問 2

ア 親事業者は、貴社が締切日までに納品（又は役務を提供）したものについて、**納品日（又は役務の提供日）から60日（2か月）以内に、下請代金の全額を支払う（又は手形を交付する等）制度**を採っていない。

例1：毎月末日納品締切・翌月末日支払（又は手形交付等）の場合

例えば、10月1日に納品したものの下請代金は11月30日（＝**2か月後**）に支払われるので、「納品日（又は役務の提供日）から60日（2か月）以内に」支払を行う制度です。

例2：毎月末日納品締切・翌々月10日支払（又は手形交付等）の場合

例えば、10月1日に納品したものの下請代金は12月10日（＝**70日後**）に支払われるので、「納品日（又は役務の提供日）から60日（2か月）以内に」支払を行う制度ではありません。

イ 親事業者は、「**貴社が請求書を提出する時期が遅かった**」として、支払期日に下請代金を支払わなかった。

ウ 親事業者は、「**受入検査に日数を要した**」として、支払期日に下請代金を支払わなかった。

エ 親事業者は、「**自社の内部での事務処理が遅れた**」として、支払期日に下請代金を支払わなかった。

オ 親事業者は、支払期日が金融機関の休業日の場合、**あらかじめ貴社との合意なしに、翌営業日**に下請代金を支払った。

このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

- カ 親事業者は、交付日から満期日までの期間が120日（親事業者が繊維業の場合90日）を超える手形を交付した。
- キ 親事業者が、貴社に発注した製品を、何度かに分割して納品させ、全ての製品の納品が終了した段階で支払を行ったため、**最初の方の納品から支払までの期間が60日（2か月）を超えた。**

★下請代金法のポイント（その3） 下請代金の額の決定方法について

親事業者が、下請事業者が納入する物品（又は提供する役務）と同種・類似のものに対して通常支払われるべき対価と比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めることは禁止されています。

したがって、例えば、親事業者が下請事業者と協議することなく、一方的に下請代金の額を決定する場合は下請代金法違反のおそれがあります。

このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

設問3 このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

- ア 親事業者から定期的な原価低減要請があり、下請代金の額（単価）を一方的に定められた。
- イ 親事業者は、継続して貴社に発注しているものの下請代金の額（単価）を一方的に**一律に一定率引き下げた**。
- ウ 親事業者、自社の予算単価や目標額を基準に一方的に下請代金の額（単価）を決定した。
- エ 親事業者は、継続して貴社に発注しているものについて、**貴社の財務状況等の非公表情報あるいはそれを加工させたものを提出させ、十分な協議をすることなく一方的に下請代金の額（単価）を引き下げた**。
- オ 親事業者は、継続して貴社に発注しているものについて、**発注内容（工法、材料、品質基準、納期等）に変更があり、それに対応するのに新たに費用を要するのにもかかわらず、下請代金の額（単価）を据え置いた**。
- カ 給付に必要な費用等が上昇したため貴社から下請代金の額（単価）の引上げを要請したが、親事業者は貴社と**協議することなく下請代金の額（単価）を据え置いた**。
① 原材料価格の高騰
② 原油価格や燃料費の高騰
③ 電気料金の高騰
④ 下請事業者にとって不可避な労務費の上昇（人手不足、最低賃金の改定、短納期による超過勤務、等）
⑤ 環境対策費の増加
- キ 親事業者は、新たに貴社に発注するものについて、**大量発注を前提とした見積額を下請代金の額（単価）としたにもかかわらず、当初から、少量しか発注しなかった**。
- ク 親事業者は、新たに貴社に発注するものについて、**大量発注を前提とした見積額を下請代金の額（単価）とし、当初はその前提どおりの数量を発注していたが、次第に少量しか発注しなくなったにもかかわらず、見積り時点の下請代金の額（単価）を引き上げなかった**。
- ケ 親事業者は、新たに貴社に発注するものについて、見積り時点よりも**作業内容・種類・納品頻度が大幅に増えたにもかかわらず、見積り時点の下請代金の額（単価）を引き上げなかった**。

- コ 親事業者は、新たに貴社に発注するものについて、見積り時点で**予定した納期を大幅に短縮したにもかかわらず、見積り時点の下請代金の額（単価）を引き上げなかった。**
- サ 親事業者は、**給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、一方的に当該知的財産権の対価を含めずに下請代金の額（単価）を決定した。**
- シ 親事業者は、新たに貴社に発注するものについて下請代金の額（単価）を、納期等の取引条件などについて貴社と**協議せずに決定した。**
- ス 親事業者は、他の下請事業者が提出した低い見積単価や合理性のない見積単価等を貴社に適用し、**一方的に下請代金の額（単価）を決定した。**
- セ 親事業者は、貴社が提出した見積書の部品単価の設定時に、**円に満たない銭単位の額について切り下げ、一方的に下請代金の額（単価）を決定した。**
- ソ 親事業者は、物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造（補修用等）について、**下請代金の額（単価）を一方的に量産時の価格と同額とした。**

★下請代金法のポイント（その4） 下請代金の減額について

親事業者は、下請事業者に責任がない場合には、たとえ下請事業者と事前に合意していたとしても、発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

また、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注書面に記載した下請代金の額を、発注後いつの時点で減じることも禁止されています。

したがって、例えば、「協力金」、「出精値引き」、「歩引き」等と称して下請代金を減額する場合は下請代金法違反になります。

このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

設問 4

- ア 親事業者は、**貴社との合意なしに、金融機関への振込手数料**を下請代金から差し引いた。
- イ 単価の引下げに合意した際、親事業者は、**既に発注済みのものにまで**、引き下げた新単価を適用した。
- ウ 親事業者は、貴社との間で結んだ**金銭に関する取決め**（例：出精値引き、協力値引き、歩引き、リベート、1円以上の単位での端数切捨て等）**に基づき**、下請代金を減じて支払った。
- エ 親事業者は、貴社との間に何ら取決めを結んでいないにもかかわらず、**一方的に**下請代金を減じて支払った。
- オ 下請代金の支払制度が手形払いの場合に、**貴社の希望で一時的に**現金での支払いを求めた際、短期調達金利を超えて親事業者は、下請代金の額を減じて支払った。
- カ 下請代金の支払制度が手形払いの場合に、貴社が希望していないにもかかわらず、親事業者は、**現金で支払を行うことを理由**に下請代金を減じて支払った。

★下請代金法のポイント（その5） 発注内容の変更・やり直しについて

親事業者は、下請事業者に責任がない場合には

- ① 納品前（又は役務の提供前）に、発注内容を変更し当初の発注内容と異なる作業を行わせる
- ② 納品後（又は役務の提供後）に、当初の発注内容にない追加的な作業を行わせる

ことにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

したがって、例えば、親事業者が、自らの都合・事情により下請事業者に追加的な作業を行わせたために下請事業者に追加的に生じた費用を負担しない場合は、下請代金法違反になります。

このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

設問 5

- ア 親事業者は、発注書面に記載した発注内容（仕様、納入頻度、納入場所、納期等）を変更したが、変更により貴社に新たに生じた費用についてその**全額は負担しなかった**。
- イ 親事業者は、納入後に、発注書面に記載のない追加作業ややり直しを貴社に行わせたが、追加作業ややり直しの費用についてその**全額は負担しなかった**。
- ウ 親事業者は、発注書面に記載した**発注内容が不明確であったにもかかわらず、納品時に給付内容が発注内容と異なるとして、貴社にやり直しを行わせたが、その費用について、全部又は一部を負担しなかった**。

★下請代金法のポイント（その6） 経済上の利益提供要請について

親事業者が、自己のために金銭、役務（例：手伝い店員の派遣）その他の経済上の利益を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

したがって、例えば、親事業者が、自社の決算対策として協賛金の提供を要請し、下請事業者に協賛金を負担させることは下請代金法違反になります。

このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

設問 6

- ア 親事業者は、**金銭**（例：協力金、決算対策金）の**提供**を要請して支払わせた。
- イ 親事業者は、**役務**（例：新規開店時や棚卸し時の手伝い人員の派遣、発注内容にない作業）の**提供**を要請して提供させた。
- ウ 親事業者は、**その他の経済上の利益**（例：金型等の図面、管理工程表やマニュアル、意匠権等の知的財産権、試作品・サンプル品）の**提供**を要請してきた。
- エ 親事業者は、貴社に情報成果物作成委託をした際、**発注書面又は契約書に記載した範囲を超えて（これらに何も記載がない場合を含む。）貴社の知的財産権を譲渡させたにもかかわらず、その知的財産権に見合った金額を支払わなかった**。
- オ 親事業者は、貴社に情報成果物作成委託をした際、**発注書面又は契約書に記載した範囲を超えて（これらに何も記載がない場合を含む。）貴社の知的財産権を利用したにもかかわらず、その知的財産権の利用に見合った金額を支払わなかった**。
- カ 親事業者は、貴社に金型を貸与して物品の製造（量産）を委託した際、**量産が終了した後になっても金型を引き取らず、かつ、金型の保管費用を貴社に支払わなかった**。
- キ 親事業者の都合で貴社に型保管を無償で求めている場合、貴社から費用負担の要請を行ったが、認められなかった又は回答がなかった。
- ク 親事業者の都合で貴社に型保管を無償で求めている場合、貴社から型の破棄申請を行ったが、認められなかった又は回答がなかった。

★下請代金法のポイント（その7） 物の購入要請・サービスの利用要請について

親事業者は、正当な理由（下請事業者が納入する物品の品質維持等）がある場合を除き、下請事業者は、自己が指定する物を購入させ又はサービスを利用させることは禁止されています（下請事業者以外の物品購入者又はサービス利用者を紹介するよう要請することも禁止されています。）。

したがって、例えば、親事業者が、自社製品の販売促進のために下請事業者にその製品を購入させたり、取引先からのサービス利用依頼に応じるために下請事業者にそのサービスを利用させることは下請代金法違反になります。

このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

設問 7

- ア 親事業者は、**購買担当者（発注担当者）を通じて**、物やサービスの購入・利用を要請して購入・利用させた。
- イ 親事業者は、貴社に割り当てられた**目標額・目標数量を示して**、物やサービスの購入・利用を要請して購入・利用をさせた。
- ウ 親事業者は、**要請に応じないと不利益な扱いをする旨を示唆して**、購入・利用を要請してきた。
- エ 親事業者は、**貴社が断ったにもかかわらず**、重ねて購入・利用を要請してきた。
- オ 親事業者は、貴社が何らの意思表示をしていないにもかかわらず、**一方的に物を送付してきた**。

このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

※ 貴社が役務の提供のみを請け負っている場合は、設問 8－11 は回答は不要です。設問 12（11 ページ）に進んでください。

なお、これまでの回答の補足説明や他の親事業者の行為等について情報提供いただける場合は、回答用紙裏面の自由記載欄に記載してください（本冊子の 12 ページにある記載例を参考にしてください。）。

★下請代金法のポイント（その8） 受領（納入物の受取り）拒否について

親事業者は、下請事業者に責任がない場合には、下請事業者の給付の受領を拒むことは禁止されています。

したがって、例えば、親事業者の都合・事情で、下請事業者に対する発注を取り消して完成品又は仕掛品を受領しなかった場合は下請代金法違反になります。

このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

設問 8

- ア 親事業者は、**発注を取り消し**、貴社が既に完成させていたもの（又は仕掛中のもの）の全部又は一部を受け取らなかった。
- イ 親事業者は、発注書面に記載された**納期を延期し**、当初の納期に受け取らなかった。
- ウ 親事業者は、発注後に、**貴社と協議せずに検査基準（方法）を厳しいものに変更し**、従来合格としていたものを不合格と判定して受け取らなかった。
- エ 親事業者は、**発注後に貴社の改良提案を了承し**、貴社がその内容のとおり作成したにもかかわらず、**発注内容と異なる**として受け取らなかった。

このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

★下請代金法のポイント（その9） 返品について

親事業者は、下請事業者に責任がない場合には、納品後、受領した物品又は情報成果物を下請事業者に取り返らせることは禁止されています。

したがって、例えば、下請事業者が発注書面に記載どおりの製品を発注書面に記載された納期に納入したにもかかわらず返品する場合は下請代金法違反になります。

このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

設問 9

- ア 親事業者は、貴社が**発注書面に記載どおりの製品を発注書面に記載された納期に納入したにもかかわらず、返品してきた。**
- イ 親事業者は、貴社が納入したものに**直ちに発見することができない瑕疵があったとして、納入日から6か月を経過した後**に返品してきた。
- ウ 親事業者は、**ロット単位で抜取検査**を行っており、かつ、**直ちに発見できる瑕疵**であるにもかかわらず、**合格としたロットの中の不良品**を返品してきた。

★下請代金法のポイント（その10） 有償で支給した原材料の決済時期について

親事業者は、下請事業者に原材料等を有償で支給した場合、その原材料等の対価を、下請事業者が責任がないときには、その原材料等を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に決済することにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています（下の図参照）。

※ 親事業者が、図のAの時点で有償で支給した原材料等の対価を、Cの時点（当該原材料等を用いた給付に対する支払期日）が到来する前に決済することは禁止されています。

このポイントについて親事業者に問題がないと思う場合

この期間に原材料等の対価を
決済することは禁止されています。

下請代金の支払期
日以降は決済可能

(A)

原材料等の支給

(B)

当該原材料等を用いた給付の納品

(C)

当該原材料等を用いた給付に対する支払期日

このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

設問 10

- ア 「★下請代金法のポイント（その10）」の図の決済禁止期間（斜線部分の期間）内に決済された。

※ 貴社が金型関連の業務を行っていない場合は、設問11は回答は不要です。設問12（11ページ）に進んでください。

なお、これまでの回答の補足説明や他の親事業者の行為等について情報提供いただける場合は、回答用紙裏面の自由記載欄に記載してください（本冊子の12ページにある記載例を参考にしてください。）。

★下請代金法のポイント（その11） 金型について

親事業者が下請事業者に金型の製造委託を行う場合についても、発注書面の交付義務や下請代金の支払遅延の禁止等下請代金法のルールが適用されます。

部品の製造に使用している金型の所有権が貴社にあるものは、調査の対象外となります。

このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

設問 11

- ※ ここでいう「金型」には、以下の2つのものを含みます。
- ① 親事業者が、貴社に金型の製造を委託した場合の「金型」。
 - ② 親事業者が、貴社に部品の製造を委託した際に、貴社がその部品の製造に必要な金型を製造する場合の「金型」（親事業者がその金型の所有権を持つ場合に限る。）。
- ※ ここでいう金型の「納入」には、以下の2つのものを含みます。
- ① 親事業者（親事業者が指定した第三者を含みます。）に金型を納入すること。
 - ② 金型が下請事業者の元に留まる場合に、親事業者に金型を納入することと同一視できる事実（例：試打ち品の納入）が存在すること。

- ア 金型の納入日から親事業者が金型の代金・費用を**全額支払うまでの期間が60日（2か月）を超えた**。
- イ 親事業者は、金型の代金・費用を**まったく支払っていない**。
- ウ 親事業者は、当該金型を用いて製作される部品・製品等の下請代金に**金型代金を上乗せして支払った**。

★下請代金法のポイント（その12） 消費税について

平成26年4月1日からの消費税の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、親事業者は下請事業者に対して、消費税転嫁拒否等の以下の行為は禁止されています。

- ※ 消費税転嫁拒否等の行為とは、①減額、②買ったたき、③購入強制・役務の利用強制、④不当な利益提供の要請、⑤税抜き価格での交渉の拒否、⑥報復行為。

このポイントについて親事業者に**問題がある**と思う場合

設問 12

- ア 親事業者は、消費税相当分を上乗せせずに下請代金の額（単価）を決定した。
※本体価格の額（消費税抜きの額をいいます。）で交渉し、支払時に当該額に消費税相当分を加えて支払う場合を除きます。
- イ 親事業者は、下請代金から消費税相当分の全部又は一部を差し引いた。
- ウ 親事業者は、消費税率引上げに関連して、金銭の提供や役務提供を要請してきた。
- エ 親事業者は、消費税率引上げに関連して、購入・利用を要請してきた。

ありがとうございました。これまでの回答の補足説明や他の親事業者の行為等について情報提供いただける場合は、回答用紙裏面の自由記載欄に記載してください（下記の記載例を参考にしてください）。

なお、他の親事業者の行為について情報提供いただける場合には、本冊子の3ページに掲載の「親事業者と下請事業者の範囲」の図を御覧になり、貴社の取引先のうち、下請代金法上の親事業者に該当する者の範囲をあらかじめ確認してください。

記載例1 回答の補足説明を記載する場合

当社は、設問4でエに○印を付けました。親事業者と結んだ金銭に関する取決めについて詳しく説明します。

当社は、衣料品を製造している親事業者と10年以上取引を行っています。2年ほど前、親事業者の経営が苦しくなり、収益改善策として納入単価の引下げ要請がありました。当社としては、いったん単価を引き下げてしまうと、元に戻すことは困難と考えましたので、単価引下げの代わりに、1年間に限って、当社に支払われる毎月の下請代金の2パーセントを「リベート」と称して割り戻すことで合意し、平成22年4月の納入分から、親事業者にリベートを支払ってきました。しかしながら、約束の1年間の過ぎた後も親事業者はリベートを取り続けており、先月には、割戻し幅を5パーセントに引き上げたいと要請してきており、大変困っています。

記載例2 設問に記載されている回答の選択肢以外に貴社が不利益を被った事例を記載する場合（その1）

当社は金型メーカーです。長年取引を続けてきた親事業者から、今年の3月に、自動車の部品を作るための金型を3台（3台とも同じもの）作るように発注を受けました。発注に際し、親事業者から、このうち1台の金型については、海外向け製品を作るために使用するのので他の2台の金型代金の80パーセント程度の代金に抑えたいとの説明があり、当社の反論を聞いてもらう機会はありませんでした。

当社が金型を作るために調達する材料の価格や作業工賃は3台とも同じなのに、親事業者の都合で1台だけ安い価格にされてしまうことは、いくら海外向け製品を作る金型だからと言っても、簡単に納得できないものがあります。

記載例3 設問に記載されている回答の選択肢以外に貴社が不利益を被った事例を記載する場合（その2）

当社は家庭用電気製品に組み込む部品を製造しています。昨年秋ごろ、親事業者から、従来は週に1回だった納品を毎日行うよう要請がありました。納品を毎日行うとなると運送費がかさむため、運送費が増加した分の下請代金の引上げを認めてくれるのならば毎日納品することもできる旨を親事業者に回答し、下請代金を引き上げるよう申入れを行いました。

しかし、親事業者は、下請代金の引上げ協議にはまったく応じず、毎日納品することだけを一方的に指示してきました。

記載例4 今回の調査対象の親事業者以外の他の親事業者との取引における問題点を記載する場合

当社は、今回の調査対象の親事業者とは別に■■■という親事業者と取引を行っています。この■■■は●●県●●市に本社があり、パソコン用のソフトウェアを販売しています。■■■の資本金は、ホームページで確認したところ30億円でした。

■■■は検収後支払いを行う制度を採用しており、■■■は当社が納入したソフトウェアの受入検査に3か月を要したため、昨年10月に納入したものの下請代金の支払日が納入日から数えて60日を超えました。これは、下請代金法が禁止している下請代金の支払遅延に当たらないのでしょうか。

お忙しい中、本調査に対する御協力、誠にありがとうございました。